

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)における承認計画の取消しについて
(一覧)

本法は、「特定大学技術移転事業」を実施するTLO(Technology Licensing Organization)の整備を目的とするものです。「特定大学技術移転事業」は、大学等における技術に関する研究成果を、特許制度等を活用することによって民間事業者に移転し、社会における有効活用を促進するとともに、その結果得られる資金等を大学等に還流することにより、大学等における研究の進展に資するものです。(法第2条第1項)

文部科学省及び経済産業省は、法第5条第2項の規定に基づき、以下の承認TLOから特定大学技術移転事業の実施を終了する旨の申し出を受け、承認を取り消しました。

については、「特定大学技術移転事業の実施に関する計画承認実施要綱(文部科学省・経済産業省告示)」第5条第3項に基づき、当該取消しの日付、当該承認を取り消された事業者の名称その他必要な事項を以下のとおり公表いたします。

(令和8年3月31日現在)

	TLOの名称	実施計画の承認を受けた日	承認計画の承認取消しを受けた日	承認取消し理由
1	学校法人東京電機大学	平成12年6月14日	令和8年3月31日	特定大学技術移転の実施を終了するため
2	学校法人早稲田大学	平成11年4月16日	令和7年3月31日	特定大学技術移転の実施を終了するため
3	株式会社鹿児島TLO	平成15年2月19日	令和6年3月31日	特定大学技術移転の実施を終了するため
4	学校法人慶應義塾	平成11年8月26日	令和5年3月31日	特定大学技術移転の実施を終了するため

※過去5事業年度分を掲載